

議案第 3 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会  
教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和 8 年第 1 回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

## 学校教育職員給料表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	442,100
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	443,900
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	445,600
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	447,300
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	449,000
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	450,700
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	452,400
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	454,100
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	455,700
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	457,400
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	459,100
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	460,800
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	462,400
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	464,000
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	465,600
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	467,100
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	468,600
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	470,000
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	471,400
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	472,800
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	474,200
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	475,500
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	476,800
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	478,100
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	479,400
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	480,600
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	481,700
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	482,700
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	483,700
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	484,600
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	485,500
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	486,300
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	487,100
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	488,000
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	488,800
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	489,500
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	490,200
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	490,800
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	491,400
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	491,900
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	492,400
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	492,900
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	493,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

44	264,500	313,600	370,200	396,200	493,900
45	265,600	314,900	371,700	397,800	494,400
46	266,500	316,300	373,200	399,400	494,900
47	267,400	317,700	374,700	401,000	495,400
48	268,300	319,000	376,200	402,500	495,900
49	269,100	320,300	377,700	404,000	496,400
50	270,000	321,700	379,200	405,500	496,900
51	270,900	323,000	380,700	407,000	497,400
52	271,700	324,300	382,200	408,500	497,900
53	272,500	325,600	383,600	410,000	498,400
54	273,400	327,000	385,000	411,400	498,900
55	274,200	328,300	386,500	412,800	499,400
56	275,000	329,600	387,900	414,200	499,900
57	275,800	330,900	389,300	415,600	500,400
58	276,600	332,300	390,600	416,900	500,900
59	277,400	333,600	391,900	418,200	501,400
60	278,200	334,900	393,200	419,500	501,900
61	279,000	336,200	394,400	420,700	502,400
62	279,800	337,500	395,500	421,900	502,900
63	280,600	338,800	396,500	423,200	503,400
64	281,400	340,000	397,500	424,400	503,900
65	282,100	341,200	398,400	425,600	504,400
66	282,900	342,400	399,300	426,800	
67	283,700	343,600	400,100	428,000	
68	284,400	344,800	400,900	429,200	
69	285,100	345,900	401,600	430,300	
70	285,900	347,000	402,400	431,400	
71	286,600	348,100	403,100	432,500	
72	287,300	349,100	403,800	433,600	
73	288,000	350,100	404,400	434,700	
74	288,800	351,100	405,000	435,700	
75	289,500	352,100	405,500	436,700	
76	290,200	353,100	406,000	437,700	
77	290,900	354,000	406,400	438,600	
78	291,600	354,900	406,900	439,500	
79	292,300	355,800	407,300	440,400	
80	293,000	356,700	407,700	441,300	
81	293,700	357,500	408,100	442,100	
82	294,400	358,300	408,600	442,900	
83	295,100	359,000	409,000	443,700	
84	295,800	359,700	409,400	444,400	
85	296,400	360,400	409,700	445,000	
86	297,100	361,100	410,100	445,500	
87	297,800	361,700	410,500	445,900	
88	298,400	362,200	410,900	446,300	
89	299,000	362,700	411,300	446,700	
90	299,700	363,200	411,700	447,200	

91	300,300	363,800	412,100	447,600	
92	300,900	364,300	412,500	448,000	
93	301,500	364,800	412,900	448,300	
94	302,100	365,300	413,300	448,700	
95	302,700	365,800	413,700	449,100	
96	303,300	366,300	414,100	449,500	
97	303,900	366,800	414,500	449,900	
98	304,600	367,300	414,900	450,300	
99	305,200	367,800	415,300	450,700	
100	305,700	368,200	415,700	451,100	
101	306,200	368,600	416,100	451,500	
102	306,900	369,100	416,500	451,900	
103	307,500	369,500	416,900	452,300	
104	308,000	369,900	417,300	452,700	
105	308,500	370,300	417,700	453,100	
106	309,000	370,700	418,100	453,500	
107	309,600	371,100	418,500	453,900	
108	310,100	371,500	418,900	454,300	
109	310,600	371,800	419,200	454,700	
110	311,100	372,200	419,600	455,100	
111	311,600	372,500	419,900	455,500	
112	312,100	372,800	420,300	455,900	
113	312,600	373,100	420,700	456,300	
114	313,100	373,500	421,100	456,700	
115	313,600	373,800	421,500	457,100	
116	314,000	374,100	421,900	457,500	
117	314,400	374,400	422,200	457,900	
118	314,900	374,800	422,600	458,300	
119	315,300	375,100	422,900	458,700	
120	315,700	375,400	423,300	459,100	
121	316,100	375,700	423,700	459,500	
122	316,500	376,100	424,100	459,900	
123	316,900	376,400	424,400	460,300	
124	317,300	376,700	424,800	460,700	
125	317,600	377,000	425,200	461,100	
126	318,000	377,400	425,600	461,500	
127	318,300	377,700	426,000	461,900	
128	318,600	378,000	426,400	462,300	
129	318,900	378,300	426,700	462,700	
130	319,300	378,700	427,100	463,100	
131	319,600	379,000	427,500	463,500	
132	319,900	379,300	427,900	463,900	
133	320,200	379,600	428,200	464,300	
134	320,500	380,000	428,600		
135	320,900	380,300	429,000		
136	321,200	380,600	429,400		
137	321,500	380,900	429,700		

138	321,900	381,300	430,100		
139	322,200	381,600	430,500		
140	322,500	381,900	430,800		
141	322,800	382,200	431,100		
142	323,200	382,500	431,500		
143	323,500	382,800	431,900		
144	323,800	383,100	432,200		
145	324,100	383,400	432,500		
146	324,500	383,700	432,900		
147	324,800	384,000	433,300		
148	325,100	384,300	433,600		
149	325,400	384,600	433,900		
150	325,800	384,900			
151	326,100	385,200			
152	326,400	385,500			
153	326,700	385,800			
154	327,000	386,100			
155	327,300	386,400			
156	327,600	386,700			
157	327,900	387,000			
158	328,200	387,300			
159	328,500	387,600			
160	328,800	387,900			
161	329,100	388,200			
162	329,400	388,500			
163	329,700	388,800			
164	330,000	389,100			
165	330,300	389,400			
166	330,600	389,700			
167	330,900	390,000			
168	331,200	390,300			
169	331,500	390,600			
170		390,900			
171		391,200			
172		391,500			
173		391,800			
174		392,100			
175		392,400			
176		392,700			
177		393,000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	231,800	272,300	291,700	310,700	342,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に2万4,800円を加算した額とする。

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項から第3項までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第25条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月1日以後の勤務について適用する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において杉並区学校教育職員の給与に関する条例別表第2に掲げる学校教育職員給料表の適用を受けていた学校教育職員（以下「職員」という。）であって同日においてその者が属していた職務の級が5級であったものの施行日における号給（次項及び附則別表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。
- 4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 施行日の前日から引き続き休職中等（杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第4号）第18条の規定による休職中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下この項において同じ。）の者であって同日においてその者が属していた職務の級が5級であったもののうち、休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に同規則第2条第3号に規定する昇給日がある職員の、施行日後の復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。
- 6 施行日に降格、昇給又は降給をする場合の号給決定は、附則第3項による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

附則別表（附則第3項関係）

号給の切替表

学校教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12

49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61
98	62
99	63
100	64
101	65

(提案理由)

学校教育職員の管理職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
(抄)

新 条 例	旧 条 例
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
<p>第25条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第15条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p>	<p>第25条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第15条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p>
<p>2 前項本文に規定する場合のほか、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>2 前項本文に規定する場合のほか、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>
<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤</p>	<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額</p>

務に従事する時間を考慮して人事委員  
会の承認を得て教育委員会規則で定め  
る勤務にあつては、その額に100分  
の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同  
項本文の規定による勤務1回につ  
き、8,000円を超えない範囲内  
において人事委員会の承認を得て教  
育委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同  
項本文の規定による勤務1回につ  
き、8,000円を超えない範囲内  
において人事委員会の承認を得て教  
育委員会規則で定める額 (当該勤務  
に従事する時間等を考慮して教育委  
員会規則で定める勤務にあつては、  
その額に100分の150を乗じて  
得た額)

(2) 略

4 略